

①金融機関

貯金口座振替依頼書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収 納 団 体 名		公益社団法人みやぎ農業振興公社	太枠内の部分についてご記入ください。			
契 約 者	契約者番号				料金等の種類	貸借料
	住 所	〒 (-) TEL ()				
	フリガナ 氏 名				印	
口 座 名 義	住 所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 (-) TEL ()				
	フリガナ 氏 名	上記の氏名と異なるときに記入してください。			お届け印 印	
	指 定 口 座	農 協		本所(本店) 支所(支店)	貯金種別	1. 普 通 (組合員) 2. 当 座
		金 融 機 関 コ ー ド			口 座 番 号	
振 替 日		月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうへ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

金融機関使用欄

(不備返却時由)

1. 預金取引なし
2. 印鑑相違
3. 記載事項相違
〔 口座名義, 預金項目 〕
〔 口座番号 〕
4. その他

②公社

貯金口座振替依頼書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収納団体名		公益社団法人みやぎ農業振興公社		太枠内の部分についてご記入ください。		
契約者	契約者番号				料金等の種類	貸借料
	住所	〒 (-) TEL ()				
	フリガナ 氏名				印	
口座名義	住所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 (-) TEL ()				
	フリガナ 氏名	上記の氏名と異なるときに記入してください。			お届け印 印	
	指定口座	農協		本所(本店)	貯金種別	1. 普通(組合員) 2. 当座
		金融機関コード		口座番号		
振替日		月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうえ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

金融機関使用欄

(農協照合印)

③契約者

貯金口座振替依頼書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収 納 団 体 名		公益社団法人みやぎ農業振興公社		太枠内の部分についてご記入ください。		
契 約 者	契約者番号				料金等 の種類	貸借料
	住 所	〒 (-) TEL ()				
	フリガナ 氏 名					印
口 座 名 義	住 所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 (-) TEL ()				
	フリガナ 氏 名	上記の氏名と異なるときに記入してください。				お届け印 印
	指 定 口 座	農 協		本所(本店) 支所(支店)	貯金種別	1. 普 通 (組合員) 2. 当 座
		金 融 機 関 コ ー ド		口 座 番 号		
振 替 日		月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 1 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうへ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 2 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- 4 この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- 5 この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。